

定 款

一般財団法人 G R I 財団

一般財団法人 G R I 財団 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人G R I 財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地盤の地域特性と環境保全についての調査研究および技術開発・人材育成を行い、その成果を公開して社会に広く普及を図るとともに、自然災害に係る調査・研究・防災等の事業を受託し、又は地盤工学上の諮問に応じ、もって安全で安心な国土の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- ① 土質試験の高度化に関する調査研究および技術開発
- ② 土の定数の推定法および精度の検証に関する調査研究および技術開発
- ③ 土の定数を設計・施工に適切に反映する方法に関する調査研究および技術開発
- ④ 土質試験機器に関する調査研究および技術開発
- ⑤ 関西圏地盤情報ネットワークの運営および支援
- ⑥ 土質試験に関する人材育成および奨学金支給
- ⑦ 土質試験に関する研究助成
- ⑧ その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業に加えて、以下の事業を行う。

- ① 地域の地質・地形・活断層に関する調査研究および技術開発
- ② 地域の活断層特定と強震動予測および地震防災に関する調査研究および技術開発
- ③ 地盤情報に基づく地盤災害と地域防災に関する調査研究および技術開発
- ④ 地域の環境保全に関する調査研究および技術開発
- ⑤ 各種材料試験の実施
- ⑥ 学術用調査用機器等の設計・製作・改良
- ⑦ 学会および研究協議会組織からの受託・支援

- ⑧ 未使用施設等の貸与
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類および監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議をもって行う。

- 2 評議員を選任する場合には、学識経験者を中心に選出するが、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- ① 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

- ② 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第12条 評議員は無報酬とする。
- 2 ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の報酬等に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 評議員に対する報酬等の支給基準
- ④ 定款の変更
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ⑥ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑦ 残余財産の処分
- ⑧ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ① 監事の解任
 - ② 評議員に対する報酬等の支給基準
 - ③ 定款の変更
 - ④ 基本財産の処分又は除外の承認
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につ

いて、議決に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人3名と理事1名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上5名以内
- ② 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- ① 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ③ 理事会が定める役員規程に対して、重大な違反があったとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会が定める役員規程の基準に従って算定

した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- ① 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- ② この法人の業務執行の決定
- ③ 理事の職務の執行の監督

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 この法人は、株式の保有(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、電子公告の方法で行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第37条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開する。

第12章 剰余金の分配及び残余財産の帰属

(剰余金の分配の制限)

第38条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金を分配することはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 13 章 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
 (代表理事) 足立紀尚
 (業務執行理事) 岩崎好規
 (理事) 大西武司・入倉孝次郎
- 4 この法人の最初の監事は次に掲げる者とする。
 古川宏明
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 石原研而 土岐憲三 宇野尚雄 松井保 新城俊也 落合英俊
 嘉門雅史 沖村 孝 岡二三生 岩田知孝 吉津洋一 横田 裕
- 6 この法人の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。
 中野正信公認会計士事務所 代表 公認会計士 中 野 正 信

別表 1 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・数量等
土 地	2,540.23 m ² —宅地 神戸市東灘区鴨子ヶ原 1－3－20
預 金	三井住友銀行 普通預金 20,000,000 円

附則

1. 第 3 条の一部改正
2. 第 4 条の一部改正と追加
3. 第 18 条を第 20 条とし、第 19 条以下を同様に 2 条ずつ繰り下げ、第 17 条の次に 2 条を新設する。

この定款は、令和 3 年 6 月 27 日から施行する。

附則 2

1. 第 21 条第 4 項を削除し、以下を繰り上げる。

この定款は、令和 5 年 3 月 25 日から施行する。

附則 3

1. 第 1 条の改正。
2. 第 4 条の一部改正。
3. 第 7 条、第 13 条、第 21 条、第 22 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条の一部改正および第 25 条の削除と以下の繰り上げ。

この定款は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。

附則 4

1. 第 21 条第 3 項の削除
2. 第 22 条第 2 項の改正
3. 第 23 条第 3 項の削除と以下の繰り上げ。
4. 第 29 条第 1 項の改正

この定款は、令和 6 年 6 月 22 日から施行する。

附則 5

1. 第 17 条第 3 項の修正
2. 第 25 条第 3 項の修正

この定款は、令和 7 年 6 月 28 日から施行する。

附則 6

1. 第 21 条第 3 項の追加
2. 第 23 条の一部改正
3. 第 23 条第 4 項の追加

この定款は、令和 8 年 6 月 27 日から施行する。

附則 7

1. 第 22 条, 第 29 条の一部改正

この定款は、令和 8 年 7 月 24 日から施行する。